

* 今号は、①第30回京都労働安全衛生学校、②この間の情勢のポイント、③この間の労働経済統計より、④今月の1冊、⑤当面の主なとりくみなどです。

I 第30回京都労働安全衛生学校開催！

5月27日、ラポール京都で、今年30回目の開催となる「第30回京都労働安全衛生学校」が、京都総評といの健京都センターの共催で開催されました。参加は第1講義「労安法」が25人、第2講義のA「ハラスメント」が18人、B「労災保険」が8人、のべ29人（受講生22人、講師3人、運営事務局4人）でした。



冒頭、中野宏之・京都総評労安対策委員会責任者（京都総評副議長、京教組委員長）が開校にあたってのあいさつを行い、独立行政法人労働者健康安全機構・京都産業保健総合支援センターの小見伸雄副所長から同センターの紹介と「治療と仕事の両立支援」についての説明とセンター活用の訴えがされました。



第1講義は、全労働京都支部の山田英輔副委員長（労働基準監督官）の「労働安全衛生法と職場のローアン活動の進め方」でした。山田副委員長は、①労働安全衛生法の概要、②労働安全衛生行政の動向（第14次労働災害防止計画の概要）、③安全衛生管理体制・組織、④事業場における労働災害防止のための具体的措置（i. 危険防止基準、ii. 安全衛生教育、iii. 就業制限、iv. 作業環境測定、v. 健康管理）、⑤安全衛生管理活動（i. 指差し呼称、ii. 危険予知活動、iii. リスクアセスメント）、労働安全衛生マネージメント、⑥この間の労働安全衛生関連の「働き方改革」、⑦労働安全衛生行政における重点課題について、簡潔にわかりやすく説明しました。特に、①安全衛生委員会において、労働者委員が、一定の知識を持ち合わせたうえで、労働者の安全管理及び衛生管理についての的確に発言して討論をすること、②基礎知識の習得にあたっては、厚労省のリーフなどを活用して、労働安全衛生法及び関連法令・ガイドラインを一定レベルで把握することを強調しました。

第2講義は、AとBに別れ、Aは全労働京都支部の本間徹さん（労働基準監督官）が「ハラスメント防止法と職場のハラスメントをなくすとりくみ」について、Bは京都職対連の芝井公事務局長が「これって労災？～労災保険法入門」について講義しました。

「ハラスメント」の講義では、本間さんは、厚労省のハラスメントのパンフレットを使って、労働施策推進法に定められた事業主のハラスメント防止措置の義務付けについて説明。職場におけるハラスメントの内容と代表的な類型、ハラスメント指針に定められている事業主が講ずべき措置（①事業主の方針の明確化とその周知・啓発、②相談に応じ、適切に対応するための必要な体制の整備、③職場におけるパワハラへの事後の迅速かつ適切な対応、④プライバシ



一保護と不利益取扱いの禁止)を、具体的な裁判例の紹介も行いながら、わかりやすく説明しました。

「労災保険法」の講義では、芝井さんは、労災保険法の概略、労災申請・請求の手続きと認定の仕組み、労災発生状況(新型コロナ、脳・心臓疾患&精神障害、アスベスト)と労災請求の困難さについて、簡潔にわかりやすく説明しました。そして最後に、「損なわれた健康、失われた命はもどらない。一番大切なのは、働くことが原因でいのちや健康が奪われない職場と社会を作ること。キーパーソンは労働組合」だと強調しました。

II この間の情勢のポイント

1 コロナ「5類」に移行

5月8日、新型コロナの感染法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に移行し、医療機関に対する財政支援が大幅に削減され、患者の自己負担が大幅に増えることになりました。



2 G7広島サミット



5月19~21日、「G7広島サミット」(=主要7か国首脳会議)が開催されました。被爆地の広島で開催されたことから、核廃絶に向けた前向きなメッセージが期待されましたが、核兵器廃絶を究極の目標とし、核兵器を「防衛目的のため」と肯定したため、被爆者をはじめ失望と批判の声が沸き起こりました。

日本が、環境、ジェンダー、人権などの重要な問題で、G7の他の諸国より大きく立ち遅れていることもクローズアップされました。また大手の新聞・テレビが無批判に報道している姿も異様なものでした。

3 悪法次つぎ異常国会

4月以降法案審議に入った通常国会の後半では、軍拡財源確保法案、軍需産業支援法案、原発推進等5法案、健康保険法等改悪案、マイナンバー法改悪案、入管法改悪案といった憲法や平和、国民生活を破壊する悪法が、岸田内閣と自民・公明・維新・国民の「悪政連合」の暴挙によって、まともに審議されずに、衆議院で可決され、参議院に送られるといった事態になっています。6月21日が会期末ですが、参議院での徹底審議そして廃案を求めて世論と運動を強めていかななくてはなりません。



悪法に対する衆院本会議での主要政党の態度

	自民	公明	維新	国民	立民	共産
軍拡財源法案	○	○	×	×	×	×
軍需産業支援法案	○	○	○	○	○	×
入管法改悪案	○	○	○	○	×	×
原発推進等5法案	○	○	○	○	×	×
マイナンバー法等改悪案	○	○	○	○	×	×

○は賛成、×は反対(軍拡財源法案に、維新と国民は反対はしたが、採択には賛成した)

Ⅲ この間の労働経済統計より

1 教員・看護職員の厳しい労働実態

4月28日、文科省は、2022年度の「教員勤務実態調査」の結果を公表。過労死ラインの週60時間以上勤務している教諭は、小学校で14.2%、中学校で36.6%で、文科省が指針で残業時間の上限としている月45時間を超えている教諭は、小学校で約65%、中学校で約77%となっています。現場からは、「文科省の発表数値は持ち帰り残業を含んでおらず、実態はもっと深刻だ」という声が出ています。

5月11日、日本医労連・自治労連・全大教（全国大学高専教職員組合）は、2022年度の「看護職員の労働実態調査」の結果を記者会見。7割以上が法定休憩時間が取得できておらず、「休日でも回復しない」「疲れが翌日に残る」と答えた慢性疲労状態の人が78.4%、この3年間でミスやニアミスが「あった」と答えた人は86.0%で、79.2%の人が「仕事を止めたいと思う」と答えています。

2 2022年度の実質賃金1.8%のマイナス！

5月23日、厚労省は、2022年度の「毎月勤労統計調査」の結果を公表。2022年度の実質賃金は前年度比1.8%の減少でした。名目賃金は1人当たり月平均で32万6,308円で前年度比1.9%の増でしたが、2022年度の消費者物価は3.8%の上昇で、名目賃金の増加は物価の高騰に追いつけませんでした。

3 2022年度の国際収支&2022年度末の対外資産・負債残高

5月11日、財務省は、2022年度の国際収支を公表しました。資源高や円安で貿易赤字が過去最大の18兆円超となりましたが、配当や利子収入などを示す第1次所得収支は、商社や自動車、開運などの好況を反映して過去最大の35兆を超える黒字となっています。

2022年度の国際収支

	2021年度	2022年度
貿易・サービス収支	▲6兆4,202億円	▲23兆3,367億円
所得収支	26兆5,723億円	32兆5,623億円
経常収支	20兆1,522億円	9兆2,256億円

5月26日、財務省は、2022年度末の日本の対外資産・負債残高を公表しました。それによると海外資産から負債を差し引いた対外純資産の残高は、418兆6,285億円で、4年連続で過去最高を更新しました。円安で海外資産の残高が膨れ上がったのが要因。日本の対外純資産残高は32年連続で世界最大（2位はドイツ、3位は中国）。ちなみに世界最大の債務国はアメリカで、純債務額は2,137兆9,298億円。

Ⅳ 今月の1冊：藤田早苗「武器としての国際人権—日本の貧困・報道・差別」



編集子は読書が趣味で、毎月結構本を購入して、（流し読みも含め）読んでいます（読んで右から左に忘れていきますが…）。その中で面白かったお勧めの本をこれから「今月の1冊」として紹介したいと思います。

まず今月は藤田早苗さんの「武器としての国際人権—日本の貧困・報道・差別」（集英社新書、2022年12月21日初版、1000円＋税）。日本はILO（国際労働機関）の常任理事国でありながら、ILOの条約の批准率は高くありません（特に労働時間関係の18本の条約は1本も批准していない！）。ILO条約を批准させて、国内の労働法規をその水準に改正させることができれば、日本の労働者の労働条件は比較にならないほど改善されるであろうことは間違いありません。一方で日本はILO条約はあまり批准していませんが、コアとなる国際人権条約は移住労働者権利条約を除いて基本的に批准しています。ところが条約は法律より優先するとされ、

憲法で「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」（98条2項）と明記されているにもかかわらず、日本政府は批准した国際人権条約を誠実に遵守しようとはしていません。

本書は、そうした国際人権から見た日本の遅れた人権状況（貧困、情報・表現の自由、ジェンダー不平等、そして入管問題等々）を浮き彫りにして、“武器として国際人権条約をどう活用していくのか？”をわかりやすく教えてください。著者が特定秘密保護法（2013年）や共謀罪（2017年）に対して、国連に通報してその危険性を知らしめたたたかいは教訓に満ちています。本書は、「人権後進国」の日本を、「国際人権水準の国」としていくための“道標”を指し示す必読の本です！

V 当面の主なとりくみ

1 Stop! ザ・働き過ぎ! 働き方を見直す京都集会

- ① 開催日時・場所：7月8日(土) ラポール京都
- ② 主な内容：
 - 午前「全体会」（午前10時00分～12時30分）
 - ・ 記念講演「財界の労働者戦略にどう立ち向かうか！～労働組合こそ希望～」(講師は石川康宏神戸女学院大学名誉教授)
 - ・ 基調報告と特別報告
 - 午後「分科会」（午後1時30分～4時30分）；第1分科会「しない! させない! ハラスメント」、第2分科会「労働時間管理ができないダメ社会とは」、第3分科会「働くものの安全と衛生を学ぶ活動を学び、交流する」、第4分科会「非正規労働者の処遇改善を進める」
- ③ 参加費：無料
- ④ 主催：京都総評&加盟単産、京都民医連やいの健京都センターなどで作る同集会実行委員会



2 2023年近畿ブロック働くもののいのちと健康を守る学習交流集会in京都

- ① 開催要項：7月22日(土) 午後1時30分～4時45分、ラポール京都四階第12会議室にて、全労連近畿ブロックといの健近畿連絡会の共催で開催(参加費：無料)
- ② 主な内容：
 - ・ 記念講演「ハラスメント防止法と職場のハラスメントの根絶をめざすとりのくみ」(講師は中島正雄京都府立大学名誉教授)
 - ・ 近畿2府4県からの報告や訴え
 - ・ 終了後、懇親会を開催します(実費徴収・補助あり)

3 いの健京都センターの理事会&総会開催予定

- ① 2022年度第5回理事会：6月20日(火) 午後6時30分～、ラポール京都6階・円卓会議室
- ② 2022年度第6回理事会：7月25日(火) 午後6時30分～、ラポール京都6階・円卓会議室
- ③ 第25回定期総会：8月29日(火) 午後6時30分～、ラポール京都第7会議室

